

名古屋市公報

平成20年11月 6日号

第783号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話〔052〕972-2246
編集兼 名古屋市総務局
発行人 行政システム部法制課長

目次	ページ
規 則	
名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の 施行期日を定める規則 (市経・地域振興課) (第134号)	6
名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (住都・建築指導課) (第135号)	7
告 示	
生活保護法による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第442号)	8
生活保護法による指定介護機関の指定 (健福・保護課) (第443号)	10
生活保護法による指定介護機関の指定 (健福・保護課) (第444号)	15
有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第445号)	16
有料公園施設の供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第446号)	17
指定管理者の指定 (市経・地域振興課) (第447号)	18
文化のみち榎木館指定管理者の公募 (住都・都市景観室) (第448号)	19
名古屋市旧川上貞奴邸の開館時間の変更について (住都・都市景観室) (第449号)	31
電線共同溝の整備に関する告示 (緑土・道路建設課) (第450号)	32
開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第451号)	34
生活保護法による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第452号)	35
生活保護法による指定医療機関の辞退 (健福・保護課) (第453号)	36
生活保護法による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第454号)	37
生活保護法による施術者の廃止 (健福・保護課) (第455号)	38
生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課) (第456号)	39
生活保護法による施術者の指定 (健福・保護課) (第457号)	41
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・障害企画課) (第458号)	42
名古屋都市計画高度地区の変更 (住都・都市計画課) (第459号)	46
名古屋都市計画用途地域の変更 (住都・都市計画課) (第460号)	47
名古屋都市計画高度地区の変更 (住都・都市計画課) (第461号)	48
名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更 (住都・都市計画課) (第462号)	49
名古屋都市計画風致地区の変更 (住都・都市計画課) (第463号)	50
名古屋都市計画地区計画の決定 (住都・都市計画課) (第464号)	51

名古屋都市計画緑化地域の決定	(住都・都市計画課)	(第465号)	52
自転車等放置禁止区域の変更	(緑土・自転車駐車対策室)	(第466号)	53
名古屋都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可に伴う周知公告について	(上下水・下水道計画課)	(第467号)	55
名古屋都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可に伴う関係図書の縦覧に関する公告について	(上下水・下水道計画課)	(第468号)	56
名古屋市大根山土地区画整理組合の換地処分公告	(住都・区画整理課)	(第469号)	57
都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第470号)	58
有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第471号)	59
事後調査結果報告書(工事完了後)について	(環境・地域環境対策課)	(第472号)	60
名古屋市公設市場の開場時間及び休業日の一部改正	(市経・地域商業課)	(第473号)	62
<hr/>			
	達		
副市長以下代決規程の一部改正	(総務・行政経営室)	(第36号)	64
名古屋市職員証規程の一部改正	(総務・給与課)	(第37号)	65
<hr/>			
教 育 委 員 会 告 示			
教育委員会定例会の開催について		(第34号)	68
<hr/>			
公 告			
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告	(市経・地域商業課)		69
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		70
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		72
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		74
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		76
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		78
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		80
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		82
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		84
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		88
名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・給排水設備課)		90

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 (上下水・給排水設備課)	91
名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告 (上下水・給排水設備課)	93
名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止等公告 (上下水・給排水設備課)	94
<hr/>	
雑	報
職員の懲戒処分	(総務・人事課)
	96
<hr/>	

規 則 の あ ら ま し

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第134号）

1 内容

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成20年名古屋市条例第55号）の施行期日を平成20年11月1日と定めるものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第135号）

1 改正内容

名古屋都市計画高度地区の変更に伴い、規定の整理を行います。（第13条及び第15条関係）

2 施行期日

都市計画法第2章の規定により行う高度地区に関する都市計画の変更の告示の日から施行します。

達 の あ ら ま し

副市長以下代決規程の一部を改正する規程（第36号）

1 改正内容

緑のまちづくり条例（平成17年名古屋市条例第39号）の一部改正等に伴い、規定を整備します。（別表第2関係）

2 施行期日

平成20年10月31日から施行します。

名古屋市職員証規程の一部を改正する規程（第37号）

1 改正内容

職員証の有効期限等について、規定の整備を行います。（第7条及び別記様式関係）

2 施行期日

平成21年 4月 1日から施行します。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに交付する。

平成20年10月27日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 134 号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行
期日を定める規則

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成20年名古屋市条例第55号）の施行期日は、平成20年11月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月30日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第135号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表の1項左欄中「第3項第6号」を「最低限高度地区内の適用の除外の項第6号」に改め、同表の3項左欄中「第2号若しくは第7号」を「第4号若しくは第10号」に改める。

第15条第1項の表の6項左欄中「第1号、第5号又は第6号」を「第2号又は第3号」に改める。

附 則

この規則は、都市計画法第2章の規定により行う高度地区に関する都市計画の変更の告示の日から施行する。

名古屋市告示第 442号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成20年10月28日

名古屋市長 松原武久

1 訪問介護

介護機関名	所在地	廃止年月日
アースサポート株式会社 名古屋西在宅サービスセンター	名古屋市中村区鳥居西通 1丁目46番地 地の 2	平成20年 2月29日
ケアセンターとみた	名古屋市中川区かの里一丁目 202番地	平成20年 8月 3日
アースサポート株式会社 名古屋南在宅サービスセンター	名古屋市緑区鳴海町字花井町34番地	平成20年 2月29日

2 介護予防訪問介護

介護機関名	所在地	廃止年月日
アースサポート株式会社 名古屋西在宅サービスセンター	名古屋市中村区鳥居西通 1丁目46番地 地の 2	平成20年 2月29日
ケアセンターとみた	名古屋市中川区かの里一丁目 202番地	平成20年 8月 3日
アースサポート株式会社 名古屋南在宅サービスセンター	名古屋市緑区鳴海町字花井町34番地	平成20年 2月29日

3 居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	廃止年月日
沖勘六薬局	名古屋市西区城西二丁目 9番 1号	平成20年 7月19日
吉田歯科医院	名古屋市守山区小幡中二丁目22番 7号	平成20年 6月11日

4 介護予防居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	廃止年月日
吉田歯科医院	名古屋市守山区小幡中二丁目22番7号	平成20年 6月11日

5 福祉用具貸与

介護機関名	所在地	廃止年月日
アースサポート株式会社 名古屋西在宅サービスセンター	名古屋市中村区鳥居西通1丁目46番地の2	平成19年 2月1日
アースサポート株式会社 名古屋南在宅サービスセンター	名古屋市緑区鳴海町字花井町34番地	平成19年 2月1日

6 居宅介護支援

介護機関名	所在地	廃止年月日
アースサポート株式会社 名古屋南在宅サービスセンター	名古屋市緑区鳴海町字花井町34番地	平成17年 9月1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 443号

生活保護法による指定介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成20年10月28日

名古屋市長 松原武久

1 訪問介護

介護機関名	所在地	指定年月日
株式会社さくらケアセンター	名古屋市北区喜惣治一丁目20番地の2	平成20年8月1日
ケアセンターとみた	名古屋市中川区戸田五丁目 804番地	平成20年8月4日
アースサポート株式会社名古屋南在宅サービスセンター	名古屋市緑区鳴海町字花井町34番地	平成20年6月1日

2 介護予防訪問介護

介護機関名	所在地	指定年月日
株式会社さくらケアセンター	名古屋市北区喜惣治一丁目20番地の2	平成20年8月1日
ケアセンターとみた	名古屋市中川区戸田五丁目 804番地	平成20年8月4日
ミニ・トマト訪問介護事業所	名古屋市守山区町南 1番 5号	平成20年4月1日
アースサポート株式会社名古屋南在宅サービスセンター	名古屋市緑区鳴海町字花井町34番地	平成20年6月1日

3 訪問看護

介護機関名	所在地	指定年月日
デンタルアリス	名古屋市千種区井上町 113番地	平成20年8月1日
ナースステーション一休	名古屋市南区柵下町 1丁目 3番地	平成20年7月1日

4 介護予防訪問看護

介護機関名	所在地	指定年月日
デンタルアリス	名古屋市千種区井上町 113番地	平成20年 8月 1日
みなと医療生活協同組合訪問看護ステーションレインボー	名古屋市熱田区六番二丁目16番19号	平成20年 8月 1日
ナースステーション一休	名古屋市南区柵下町 1丁目 3番地	平成20年 7月 1日

5 訪問リハビリテーション

介護機関名	所在地	指定年月日
デンタルアリス	名古屋市千種区井上町 113番地	平成20年 8月 1日

6 介護予防訪問リハビリテーション

介護機関名	所在地	指定年月日
デンタルアリス	名古屋市千種区井上町 113番地	平成20年 8月 1日

7 居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	指定年月日
デンタルアリス	名古屋市千種区井上町 113番地	平成20年 8月 1日
トーカイ薬局あじま店	名古屋市北区東味鏡一丁目1506番地の 1	平成20年 9月 1日
沖勘六薬局	名古屋市西区新道一丁目19番 2号	平成20年 7月20日
なごやかクリニック	名古屋市西区花の木三丁目15番11号	平成20年 7月 1日
わかまつ医院	名古屋市西区則武新町三丁目 1番 140号	平成20年 8月 1日
すみれ調剤薬局	名古屋市中川区中島新町二丁目 308番地	平成20年 8月 1日
医療法人博真会吉田歯科医院	名古屋市守山区小幡中二丁目22番 7号	平成20年 7月 1日

8 介護予防居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	指定年月日
デンタルアリス	名古屋市千種区井上町 113番地	平成20年 8月 1日
沖勤六薬局	名古屋市西区新道一丁目19番 2号	平成20年 7月20日
なごやかクリニック	名古屋市西区花の木三丁目15番11号	平成20年 7月 1日
わかまつ医院	名古屋市西区則武新町三丁目 1番 140号	平成20年 8月 1日
すみれ調剤薬局	名古屋市中川区中島新町二丁目 308番地	平成20年 8月 1日
医療法人博真会吉田歯科医院	名古屋市守山区小幡中二丁目22番 7号	平成20年 7月 1日
こんどうクリニック	名古屋市名東区極楽四丁目1305番 地	平成20年 4月15日

9 通所介護

介護機関名	所在地	指定年月日
茶話本舗小碓サービス	名古屋市港区小碓四丁目 5番地	平成20年 7月 1日
デイサービスエデン	名古屋市名東区文教台二丁目 405 番地	平成20年 7月 1日

10 介護予防通所介護

介護機関名	所在地	指定年月日
デイサービスこぐまの森	名古屋市北区柳原四丁目 7番 7号	平成20年 6月 1日
デイサービスエデン	名古屋市名東区文教台二丁目 405 番地	平成20年 7月 1日
ほどほど	名古屋市名東区高針二丁目2134番 地	平成20年 5月 1日

11 介護予防通所リハビリテーション

介護機関名	所在地	指定年月日
有松診療所デイケア	名古屋市緑区有松三丁山 926番地	平成19年 12月 1日

12 福祉用具貸与

介護機関名	所在地	指定年月日
フロンティア福祉用具サービス	名古屋市西区花の木三丁目15番11号	平成20年 7月 1日

13 介護予防福祉用具貸与

介護機関名	所在地	指定年月日
フロンティア福祉用具サービス	名古屋市西区花の木三丁目15番11号	平成20年 7月 1日

14 小規模多機能型居宅介護

介護機関名	所在地	指定年月日
小規模多機能ホーム名古屋荒子の家	名古屋市中川区荒子一丁目41番地	平成20年 8月 1日

15 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護機関名	所在地	指定年月日
小規模多機能ホーム名古屋荒子の家	名古屋市中川区荒子一丁目41番地	平成20年 8月 1日

16 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護機関名	所在地	指定年月日
グループホームセラビ高畑	名古屋市中川区高畑五丁目 249番地	平成20年 8月 1日

17 居宅介護支援事業

介護機関名	所在地	指定年月日
エミール八田ケアプランセンター	名古屋市中村区並木二丁目 7番地	平成20年 8月 1日
居宅介護支援事業所ピースラブ	名古屋市守山区天子田一丁目1809番地の 2	平成20年 8月 1日
アミカみどり介護センター	名古屋市緑区鳴海町字中汐田 287番地	平成20年 4月 1日

18 特定福祉用具販売

介護機関名	所在地	指定年月日
フロンティア福祉用具サービス	名古屋市西区花の木三丁目15番11号	平成20年 7月 1日

19 特定介護予防福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
フロンティア福祉用具サービス	名古屋市西区花の木三丁目15番11号	平成20年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 444号

生活保護法による指定介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成20年10月28日

名古屋市長 松 原 武 久

1 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
特定非営利活動法人すけつとファミリー	名古屋市瑞穂区田辺通 2丁目30番地の 3	平成20年 4月17日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項及び第 3項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更し、告示します。

平成20年10月28日

名古屋市長 松原武久

1 有料公園施設の名称

久屋大通公園 ランの館

2 変更内容

- (1) 平成20年12月17日（水）及び同月24日（水）を供用する日に変更する。
- (2) 平成20年12月27日（土）及び同月28日（日）を供用しない日に変更する。
- (3) 平成20年12月 1日（月）から同月25日（木）までの供用時間について「午前10時から午後 8時まで」を「午前10時から午後 9時まで」に変更する。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

平成20年10月28日

名古屋市長 松 原 武 久

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

平成20年11月21日（金）から同月30日（日）までの供用時間について「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時30分まで」に変更する。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 447 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年10月28日

名古屋市長 松 原 武 久

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市大高コミュニティセンター	名古屋市緑区大高台二丁目 605 番地 大高学区連絡協議会 会長 須 藤 進
名古屋市大高北コミュニティセンター	名古屋市緑区大高町字鷺津 145 番地 大高北学区連絡協議会 会長 坂 野 勝 治
名古屋市野並コミュニティセンター	名古屋市天白区野並四丁目 2 番地 野並学区連絡協議会 会長 景 山 光 浩

2 指定の期間 施設の供用開始日から平成22年 3 月31日まで

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課

文化のみち榿木館指定管理者の公募

名古屋市文化のみち榿木館条例（平成20年名古屋市条例第45号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、名古屋市文化のみち榿木館（以下「榿木館」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

平成20年10月29日

名古屋市長 松原武久

1 施設の概要

- (1) 名称 名古屋市文化のみち榿木館
- (2) 所在地 名古屋市東区榿木町 2丁目18番地
- (3) 開館予定日 平成21年 7月（予定）

(4) 施設概要

敷地面積 1,883.31㎡

ア 洋館

構造 木造

階数 地上 2階建て

延床面積 148.06㎡

施設内容 1階 洋室 A、洋室 B、台所 1等（なお、洋室 A、洋室 B、台所 1では別途市が選定する業者により喫茶の営業を予定しています。）

2階 洋室、展示室 1等

イ 和館

構造 木造

階数 平屋建て

延床面積 310.40㎡（うち渡り廊下 22.16㎡）

施設内容	展示室 2、展示室 3、 和室 1、 和室 2等
ウ 茶室	
構造	木造
階数	平屋建て
延床面積	9.58㎡
施設内容	茶室
エ 西土蔵	
構造	木造（一部コンクリート造）
階数	地下 1階（コンクリート造）・地上 2階（木造）建て
延床面積	88.24㎡
施設内容	地下 1階 倉庫 1階 蔵（西） 2階 倉庫
オ 東土蔵	
構造	木造
階数	地上 2階建て
延床面積	49.56㎡
施設内容	1階 倉庫、 2階 倉庫

カ 庭園

注 1 印は条例第 4条に規定する使用ができる施設（以下「榿木館の施設」という。）です。

2 和館及び洋館 2階に入場するには観覧料が必要です。

2 指定管理者が行う業務

名古屋市は、名古屋の近代化の歩みを伝える歴史的な遺産の宝庫ともいえる名古屋城から徳川園に至る地区一帯を文化のみちとして育てています。指定管理者には、文化のみちエリア内の魅力的な資源を積極的に保存・活用しながら、榿木館で行われる事業により多くの市民が参加し、親しみと愛着を持つことができるよう運営を行っていただきます。

(1) 榿木館の保存及び公開

建築遺産であることを十分考慮した建物及び庭園の保存管理及び公開

(2) 文化のみちに関する資料等の保管及び展示

ア 展示計画に基づく展示企画及び運営

イ 各種資料の整理、掲示及び配架

(3) 団体及び個人の文化活動の促進

ア 榿木館の施設の使用による団体及び個人の文化活動の促進

特に、10時から16時30分における「和室 1」及び「和室 2」の使用においては、観覧者が参加できる文化的な企画の誘致を行なっていただきます。

(4) 文化のみちに関する企画事業の開催

ア 講演会、コンサート及び企画展示等の開催

企画事業の開催回数は、年 6回程度。ただし、開館記念日（開館日）、まるはちの日（8月 8日）、なごやまつり（10月中旬）、歩こう！文化のみち（11月 3日）、ふたばの日（2月 8日）には必ず企画事業を行なってください。

注 1 「ふたばの日」とは、「文化のみち二葉館」の開館記念日で、二葉館は観覧料無料となります。

2 「開館記念日」、「なごやまつり」は観覧料無料となる予定です。

3 「歩こう！文化のみち」は、文化のみちエリア全体で実施されるイベントです。

(5) ホームページの運用及び管理（サーバーレンタル、保守、管理、維持、更新を含む。）

ホームページの仕様については「文化のみち榿木館サイト運用・管理業務作業要領」に基づいて行っていただきます。

(6) 施設の供用

ア 観覧料及び使用料の徴収及び収納に関すること

イ 榿木館の施設の使用申込の受付、使用許可に関すること

ウ 施設の開錠及び施錠、使用後の確認

なお、平成21年 4月から開館までの間は、上記のうち榿木館の施設の使用申込の受付、使用許可及び使用料の収納の業務のみが発生します。

- (7) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替又は 1件 2,500 千円を超える修繕を除く。）
- (8) モニタリングに関する事
- (9) 施設のガイドに関する事
- (10) 喫茶業者との調整に関する事
- (11) 指定管理者の引継ぎに関する事
- (12) 緊急時等における対応
- (13) 事業報告書等の作成
- (14) その他必要な管理運営業務

3 指定管理者の指定の予定期間

平成21年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

4 選定に参加する者に必要な資格

(1) 応募資格

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、次のいずれにも該当しない団体

ア 直近 1年間の市町村民税、固定資産税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の 4の規定に該当する者

ウ 応募書類提出時点において、名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け財用第 5号）に基づく指名停止の措置を受けている者

エ 会社更生法、民事再生法による更生又は再生手続を開始している法人

オ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく、排除措置対象法人等

カ 地方自治法第 244条の 2第11項の規定により、名古屋市又は他の地方公共団体から指定を取り消された者

なお、指定管理者に指定された後に、排除措置対象法人等であること

が判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として指定の取消をします。

(2) グループによる応募

ア グループにより応募する場合は、代表団体を定めてください（他の団体は、当該グループの構成員とします。 ）。

イ グループの構成員は、他のグループの構成員になること又は単独で応募することはできません。

ウ グループの構成員全てについて、上記(1) アからカまでのいずれにも該当しない団体である必要があります。

エ 代表団体及びグループの構成員の変更は、原則として認めません。

5 管理の基準

(1) 関係法令の遵守及び樟木館の設置目的に沿った管理運営

条例等関係法令を遵守し、樟木館の設置目的に沿った管理運営を行うこと。

(2) 開館時間

午前10時から午後 5時まで（ただし、樟木館の施設は午後 9時まで使用が可能。 ）

(3) 休館日

ア 月曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日に当たる場合はその直後の休日でない日）

イ 1月 1日から 1月 3日まで及び12月29日から12月31日まで

(4) 情報の保護・管理・公開

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第64条並びに名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第37条の 2の各規定により、情報の保護及び管理並びに公開のために必要な措置を講じていただきます。なお、具体的内容である個人情報の開示、情報の保護、管理及び公開並びに情報漏えい時の公表等に関する事項については、名古屋市の基準に基づき、協定の定めるところにより遵守してい

ただくこととなります。

(5) 第三者への委託

業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者へ委託することはできません。ただし、あらかじめ市長の承認を得た場合は、業務の一部を第三者に委託することができます。

(6) 備品に関する事項

業務の遂行に必要な備品は、名古屋市が無償で貸し付けます。ただし、コピー機は指定管理者で準備していただきます（リース品対応するように想定しています。 ）。

(7) 利用者の増加

利用者に対するサービスの向上を図り、積極的な広報、魅力的な企画の実施及び誘致により、利用者の増加、榑木館の施設の利用率の向上に努めてください。

6 管理運営業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準並びに管理運営業務に従事する者の配置の基準

(1) カウンター受付業務、電話対応業務、榑木館の施設の使用許可業務、事業企画業務、維持管理業務等を円滑に行うことができる体制としてください。

ア 午前10時から午後 5時までは 2名以上（受付カウンターには、常時、1名以上を配置するようにしてください。 ）

イ 午後 5時から午後 9時までは 1名以上（榑木館の施設の使用があるときのみ。 ）

(2) 人員のうち、館長（総括管理責任者）として管理運営業務に専従する者を必ず置いてください。

(3) 人員のうち甲種防火管理者を置いてください。

(4) その他、榑木館の管理に必要な人員を配置してください。

7 指定管理料

指定管理者が 4年間の管理業務に必要なとする金額の提案を求めます。指定

管理料は、原則として指定管理者の提案額を上限とし、本市との協議の上、毎年度締結する年度協定により定めます。指定管理料額の増額は、原則として認められません。

なお、条例第 3条に規定する観覧料及び第 5条第 1項に規定する榑木館の施設の使用料は名古屋市に納入していただきます。観覧料及び使用料の徴収及び収納事務に関しては、令第 158条第 1項第 1号に基づき委託し、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5号）に基づき各種事務を行っていただきます。

また、指定管理者は利用者のニーズに応えるため当該施設内において企画事業とは別に自主事業を実施し、参加料収入等を自らの収入とすることができます。

(1) 提案額の上限額

21年度 14,700千円（消費税及び地方消費税込み。）

22年度から24年度 毎年度16,000千円（消費税及び地方消費税込み。）

(2) 指定管理料に含まれる経費

人件費、設備保守管理費、保安管理費、清掃衛生管理費、保険料、修繕費、光熱水費、ホームページサーバーレンタル・運用管理費、備品・消耗品（事務用品、清掃用品等）費、施設パンフレット・観覧券印刷費、企画事業費等がかかります。なお、設備に関し法定点検が必要なものとして、消防設備（消火器具、自動火災報知設備、誘導灯、漏電火災警報器）があります。

(3) 指定管理料の支払い

協定書に基づき、月ごとに口座振替によって支払います。なお、支払日及び金額内訳は、毎年度当初に本市が指定管理者あてに通知します。

(4) 指定管理料の精算

原則として、指定管理料の精算は行いません。

(5) 管理費口座

管理業務にかかる経費は、団体本体の口座とは別の口座で管理してください。

8 管理運営業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(1) 管理運営業務に関し、指定管理者が費用を負担する範囲

次に掲げる事項については、名古屋市が直接執行することとし、これ以外の費用を指定管理料の中から負担していただきます。

ア 原形を変ずる修繕若しくは模様替又は 1件 2,500千円を超える修繕

イ その他協議により定める事項

(2) 管理運営業務に関し、指定管理者が危険を負担する範囲

種木館の施設、設備及び資料その他種木館の工作物が損傷した場合、若しくは滅失した場合、又は種木館において事故があった場合で、その原因が指定管理者により発生し、故意又は過失によるものと認められる場合は、名古屋市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償していただきます。

(3) 協議を行う事項

指定管理者が、善良なる管理者としての注意をもって管理していたにもかかわらず発生した不可抗力等により、損害、損失等が生じた場合は、その負担のあり方について協議します。

また、予想し得ない事由で施設運営の中止等を行ったことで、管理運営業務が必要でないとし市が判断した場合には、指定管理料の一部又は全部を返還していただく場合があります。

なお、責任の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的な考え方は下記のとおりです。

項目	内容	危険負担	
		市	指定管理者
法令等の変更	直接管理運営に係るもの		
	一般的な変更		
許認可遅延	市が取得すべき許認可取得の遅延・失効など		
	上記以外の場合		
性能リスク	協定に定めた要求水準不適合		

セキュリティ	施設の管理・警備の不備に関するもの		
	情報の管理及び保護に関するもの		
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの		
	上記以外の場合		
施設利用者への損害	市の責めに帰すべき事由による場合		
	上記以外の場合		
周辺住民等への損害	市の責めに帰すべき事由による場合		
	上記以外の場合		

9 提出書類

提出書類は、A 4サイズ縦長、横書きとします。

(1) 名古屋市文化のみち榑木館指定管理者指定申請書（名古屋市文化のみち榑木館条例施行細則（平成20年名古屋市規則第 131号）第 5号様式）

(2) 事業計画書

ア 管理運営の方針（様式 1）

イ 従事させる者の職種、人数及び職務の内容（様式 2）

ウ 管理運営業務を通じて取得した個人情報の保護のために講ずる措置の内容（様式 3）

エ 「2 指定管理者が行う業務」の具体的な実施計画（様式 4）

榑木館の事業運営を遂行するにあたっては、より多くの市民が親しみと愛着を持ち、事業に参加することができるような方策を提案してください。また、以下の具体的な方策を提案してください。

(ア) 「2 指定管理者が行う業務」(3) について、榑木館の施設による観覧者参加型企画の誘致の具体的な案

(イ) 「2 指定管理者が行う業務」(4) について、具体的な企画案（3回分以上）

(ウ) 利用者及び榑木館の施設の利用率を高める具体的な案

(I) 自主事業案（任意）

オ 収支計画（様式 5）

(ア) 平成21年 4月から平成25年 3月までの毎年度の収支計画

(1) 収入は、指定管理料を計上してください（観覧料及び使用料については、名古屋市の収入となるため計上できません。）。

カ 維持管理計画（様式 6）

キ その他特記事項

(3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(4) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員数、資本額、その他経営の規模及び状況が分かるもの

ア 過去 2年間の事業報告書

イ 過去 3年間の法人税納税証明書、消費税納税証明書（滞納がないことの証明書でも可）、賃借対照表及び損益計算書、法人以外の団体にあつては、応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去 2年間の収支決算書

ウ その他団体の概要がわかるもの（様式 7）

(5) 宣誓書（様式 8）

(6) 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく愛知県警察本部への照会のための資料

ア 指定管理者申請団体 代表者等名簿（様式 9）

団体の代表者及び役員（法人登記簿に記載されている者）並びに施設の管理責任者について記載してください。

グループによる応募の場合、その構成団体全てについて提出してください。

10 提出部数

正本 1部、コピー10部

11 募集要項の配布場所及び申請書類の提出先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室（名古屋市役所西庁舎 4階）

受付時間 平日の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 0時45分
までを除きます。）

申請書類の提出は、持参又は郵送とします。

12 提出期間

平成20年10月29日（水）から平成20年12月 3日（水）まで
郵送の場合は平成20年12月 3日（水）必着でお願いします。

13 説明会

平成20年11月 7日（金）午後 2時から旧豊田佐助邸（名古屋市東区主税町
3丁目 8番地）において説明会を行います。

また、説明会終了次第、榑木館へ移動し施設の見学も併せて行います。な
お、説明会の参加については、各団体代表 2名までとし、平成20年11月 6日
（木）正午までに参加申込書（様式10）に必要事項を記入の上、ファックス、
郵送（必着）又は電子メールでお申込みください。

14 質問と回答

募集に関する質問は、質問票（様式11）にて、ファックス、郵便（必着）
又は電子メールにより平成20年11月 7日（金）から平成20年11月14日（金）
までに提出ください。来庁又は電話による質問は受け付けません。

質問に対する回答は、質問者及び応募説明会・施設見学会参加者全員に対
し電子メール、郵便又はファックスで行います。

15 選定

- (1) 指定管理者選定委員会において、一次及び二次の 2段階の審査により指
定管理者の優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。
- (2) 一次審査は提出書類により行います。一次審査通過者については、二次
審査において提出書類について説明していただく機会を設けます（一次審
査結果及び二次審査の日時については別途連絡します。）。
- (3) 指定管理者の選定結果は、全員にお知らせするほか、名古屋市公式ウエ

ブサイトにて公表します。

- (4) 指定管理者は名古屋市議会の議決を経て正式に決定されます。
- (5) 優先交渉権者は、名古屋市と優先交渉権を有しますが、交渉の過程において協議が成立しない場合その他優先交渉権者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、名古屋市は、次点交渉権者と協議を行います。

16 選定の基準

指定管理者の選定は、事業計画書等の記載事項により、次に掲げる事項を考慮し総合的に判断を行います。

- (1) 市民の平等利用が確保されていること。
- (2) 建築遺産の保存及び活用について、より多くの市民の意識を高めることができることと認められること。
- (3) 文化のみちに関する資料等の保管及び展示並びに文化活動の促進により市民文化の振興に寄与すると認められること。
- (4) 榑木館についてより多くの市民が知り、参加し、親しみと愛着を持つことができるものであることと認められること。
- (5) 管理経費の縮減が図られているものであること。
- (6) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

17 問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室（名古屋市役所西庁舎 4階）

電話番号 052-972-2732

ファクシミリ番号 052-972-4160

電子メールアドレス a2731@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室

名古屋市告示第 449号

名古屋市旧川上貞奴邸の開館時間の変更について

名古屋市旧川上貞奴邸条例（平成16年条例第25号）第13条第 3項の規定に基づき、指定管理者と協議のうえ次のとおり供用時間を変更します。

平成20年10月29日

名古屋市長 松 原 武 久

1 施設の名称

名古屋市旧川上貞奴邸

2 変更内容

平成20年11月 3日（月）の開館時間について、「午前10時から午後 5時まで」を「午前 9時から午後 5時まで」に変更します。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室

名古屋市告示第 450 号

電線共同溝の整備に関する告示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定します。

平成 20 年 10 月 30 日

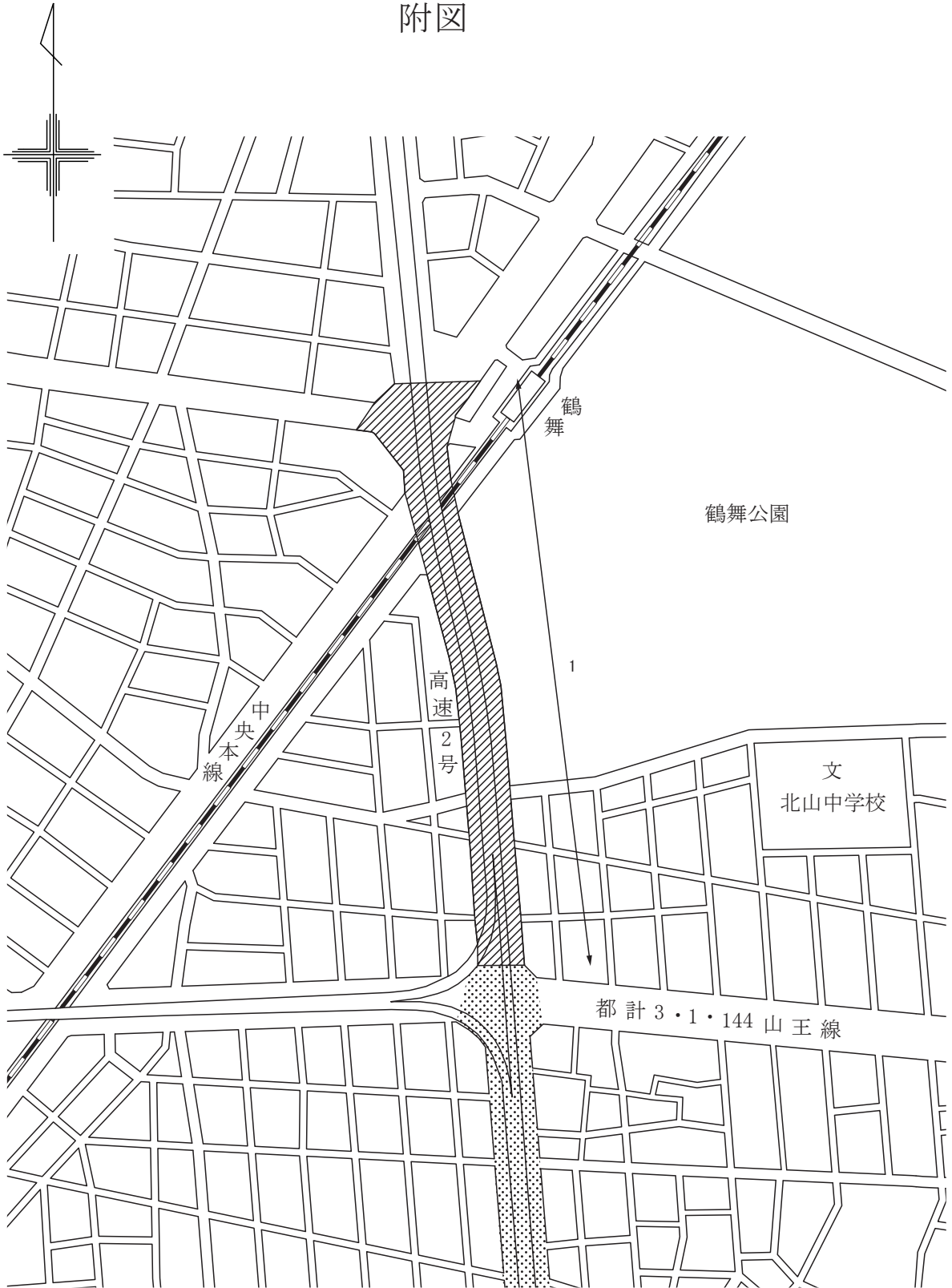
名古屋市長 松原武久

電線共同溝を整備すべき道路の指定

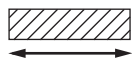
整理番号	道路の種類及び路線名	区 間	摘要
1	市道堀田高岳線	名古屋市中区千代田五丁目 59 番の 1 地先から 名古屋市昭和区鶴舞二丁目 2104 番の 2 地先まで	附図

名古屋市緑政土木局道路部道路建設課

附図



凡例



電線共同溝を整備すべき道路



電線共同溝を整備すべき道路
に既に指定されている道路

名古屋市告示第 451号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成20年10月30日

名古屋市長 松原武久

1 許可年月日及び許可番号等

平成19年 5月18日 19指令住開指第38号

平成19年 7月31日 19指令住開指第38号の 2（特定承継）

平成19年 9月19日 19指令住開指第38号の 3（変更許可）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（従前地）名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2865番、2866番 1、2866番 2、2878番94、2878番 110及び2878番2815の一部

（名古屋市荒池土地区画整理組合10ブロック仮 1番、仮 2番、仮 8番、仮 9番及び仮 2番 1の一部）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目 6番19号

タクトホーム株式会社

代表取締役 山本重穂

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 452号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成20年10月30日

名古屋市長 松原武久

医 療 機 関 名	名古屋市立東部医療センター守山市民病院	
所 在 地	名古屋市守山区守山二丁目18番22号	
変 更 事 項	新	名古屋市立東部医療センター守山市民病院
	旧	名古屋市立守山市民病院
変 更 年 月 日	平成20年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 453号

生活保護法による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

平成20年10月30日

名古屋市長 松原武久

医療機関名	所在地	辞退年月日
医療法人昌学会まさき歯科	名古屋市中村区乾出町 1丁目 3番地	平成20年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 454号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成20年10月30日

名古屋市長 松原武久

医療機関名	所在地	廃止年月日
千種ターミナル眼科	名古屋市千種区内山三丁目25番 6号	平成20年 3月31日
加藤寿クリニック	名古屋市西区八筋町 257番地	平成20年 4月30日
神谷病院	名古屋市中区金山四丁目 6番16号	平成20年 3月31日
室谷醫院	名古屋市昭和区山手通 3丁目 9番地の 1	平成20年 3月31日
クリニック サンセール	名古屋市中川区中島新町二丁目 311番地	平成20年 3月31日
平光医院	名古屋市南区城下町 2丁目35番地	平成20年 3月31日
トータルサポートクリニック	名古屋市名東区引山二丁目 110番地	平成20年 4月30日
シティーファミリー歯科	名古屋市西区又穂町 2丁目 1番地	平成19年11月30日
オオヤ歯科医院	名古屋市瑞穂区弥富通 4丁目15番地	平成20年 4月 1日
クスリのイシダ薬局	名古屋市西区山木二丁目18番地	平成20年 4月18日
キョーワ調剤薬局 桜山店	名古屋市瑞穂区川澄町 1丁目 2番地	平成20年 4月30日
訪問看護ステーションサルビア	名古屋市瑞穂区玉水町 1丁目 7番地の 1	平成17年 1月31日
訪問看護ステーションらいふ	名古屋市名東区牧の里一丁目1302番地	平成20年 3月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 455号

生活保護法による施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、同法による指定を受けた施術者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成20年10月30日

名古屋市長 松原武久

施 術 者 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 所 名		
坂口 淳也	名古屋市中川区中郷三丁目65番地	平成20年 4月 2日
坂口接骨院		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 456号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成20年10月30日

名古屋市長 松原武久

医療機関名	所在地	指定年月日
加藤内科クリニック	名古屋市東区飯田町34番地	平成20年 5月 1日
加藤寿クリニック	名古屋市西区八筋町 257番地	平成20年 5月 1日
七つ星皮フ科	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 4号	平成20年 5月 1日
医療法人神谷メディカルクリニック	名古屋市中区金山四丁目 6番16号	平成20年 4月 1日
金山メンタルクリニック	名古屋市中区伊勢山二丁目10番23号	平成20年 5月 1日
室谷醫院	名古屋市昭和区山手通 3丁目 9番地の 1	平成20年 4月 1日
たかぎ眼科クリニック	名古屋市昭和区村雲町 6番 7号	平成20年 5月 1日
医療法人紫陽クリニック サンセール	名古屋市中川区中島新町二丁目 311番地	平成20年 4月 1日
ツボウチ整形外科	名古屋市港区油屋町 3丁目28番地の 1	平成20年 5月 1日
平光ハートクリニック	名古屋市南区城下町 2丁目35番地	平成20年 4月 1日
よねづ内科クリニック	名古屋市守山区大森一丁目2017番地	平成20年 5月 1日
大針クリニック	名古屋市名東区大針二丁目 284番地	平成20年 5月12日
芽ぐみ皮フ科	名古屋市名東区明が丘48番地	平成20年 5月13日

みうら内科クリニック	名古屋市名東区亀の井二丁目 180番地	平成20年 5月 1日
トータルサポートクリニック	名古屋市名東区引山二丁目 110番地	平成20年 5月 1日
のなみ心療クリニック	名古屋市天白区野並二丁目 440番地	平成20年 5月 1日
シティーファミリー歯科	名古屋市西区又穂町 2丁目 1番地	平成19年12月 1日
NOB DENTAL SPACE	名古屋市中区丸の内三丁目 5番40号	平成20年 4月20日
オオヤ歯科医院	名古屋市瑞穂区弥富通 4丁目28番地	平成20年 4月 1日
くるみ調剤薬局しが店	名古屋市北区志賀町 4丁目77番地	平成20年 5月 1日
キョーワ調剤薬局桜山店	名古屋市瑞穂区川澄町 1丁目 2番地	平成20年 5月 1日
訪問看護ステーションサルビア	名古屋市瑞穂区玉水町 1丁目12番地	平成17年 2月 1日
オリーブ訪問看護ステーション	名古屋市中川区昭和橋通 2丁目10番地の 1	平成20年 4月 1日
訪問看護ステーションらいふ	名古屋市名東区高針一丁目1512番地	平成20年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 457号

生活保護法による施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成20年10月30日

名古屋市長 松原武久

施 術 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 所 名		
土屋 雅和	名古屋市中区橘一丁目27番 6号	平成18年11月 1日
橘治療院		
本多 礼基	名古屋市千種区北千種一丁目 1番 6号	平成20年 5月27日
本多接骨院		
坂口 淳也	名古屋市中川区富田町大字戸田字 中新田16番地の 2	平成20年 4月 3日
坂口接骨院		
加藤 隆生	名古屋市守山区長栄13番15号	平成20年 4月 1日
ひょうたん山接骨院		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 458号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による指定医療機関の廃止

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項において生活保護法（昭和25年法律第 144号）の規定の例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成20年10月30日

名古屋市長 松原武久

医療機関名	所在地	廃止年月日
医療法人正進会丸善ビルクリニック	名古屋市中区栄三丁目 2番 7号	平成20年 7月31日
大須診療所	名古屋市中区大須三丁目30番60号	平成20年 7月31日
神保外科	名古屋市守山区小幡中二丁目20番 1号	平成20年 7月28日
岩田歯科医院	名古屋市東区大幸四丁目19番26号	平成20年 8月31日
高木歯科医院	名古屋市中区栄三丁目 2番 7号	平成20年 6月30日
ファーマシーシミズ	名古屋市千種区今池五丁目12番 7号	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局今池店	名古屋市千種区今池一丁目11番 5号	平成20年 8月31日
マックスバリュ千種若宮大通店薬局	名古屋市千種区千種二丁目16番13号	平成20年 8月20日
株式会社スギ薬局谷口店	名古屋市千種区谷口町 5番24号	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局メッツ大曾根店	名古屋市東区矢田二丁目 1番95号	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局砂田橋店	名古屋市東区砂田橋五丁目 304番地の 1	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局城北店	名古屋市北区金田町 3丁目22番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局上飯田店	名古屋市北区上飯田南町 5丁目 135番地	平成20年 8月31日

株式会社スギ薬局淨心店	名古屋市西区上名古屋三丁目24番13号	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局向島店	名古屋市中村区向島町 1丁目35番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局名古屋駅前店	名古屋市中村区名駅三丁目14番16号	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局大門店	名古屋市中村区日吉町15番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局金山駅前店	名古屋市中区金山一丁目12番14号	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局伏見店	名古屋市中区錦二丁目19番25号	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局上前津店	名古屋市中区富士見町 3番26号	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局東新町店	名古屋市中区栄四丁目 6番15号	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局正木店	名古屋市中区正木一丁目 2番33号	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局サカ工店	名古屋市中区新栄町 1丁目 1番地	平成20年 8月31日
ジャスコ八事店薬局	名古屋市昭和区広路町字石坂 2番地の 1	平成20年 8月20日
株式会社スギ薬局御器所店	名古屋市昭和区阿由知通 4丁目15番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局桜山店	名古屋市昭和区桜山町 6丁目 104番地の25	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局御器所西店	名古屋市昭和区明月町 1丁目10番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局弥富通店	名古屋市瑞穂区弥富通 3丁目29番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局瑞穂通店	名古屋市瑞穂区瑞穂通 4丁目15番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局日比野店	名古屋市熱田区青池町 3丁目 119番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局南一番店	名古屋市熱田区南一番町 8番18号	平成20年 8月31日
まへの調剤薬局	名古屋市熱田区外土居町 5番14号	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局打中店	名古屋市中川区打中二丁目 177番地	平成20年 8月31日

株式会社スギ薬局戸田店	名古屋市中川区戸田西三丁目 505番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局高畑店	名古屋市中川区高畑二丁目22番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局篠原橋店	名古屋市中川区清川町 2丁目 1番地の 1	平成20年 8月31日
ジャスコ名古屋みなと店調剤薬局	名古屋市港区品川町 2丁目 1番地の 6	平成20年 8月20日
株式会社スギ薬局十一屋店	名古屋市港区十一屋二丁目 468番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局砂美店	名古屋市港区砂美町26番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局木場店	名古屋市港区木場町 2番地の22	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局宝神店	名古屋市港区宝神四丁目 107番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局正保店	名古屋市港区正保町 6丁目 2番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局笠寺店	名古屋市南区柵下町 3丁目 3番地の 2	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局小幡店	名古屋市守山区小幡中一丁目 1番21号	平成20年 8月31日
ジャスコ守山店調剤薬局	名古屋市守山区笹ヶ根三丁目1228番地	平成20年 8月20日
キョーワ調剤薬局みどり藤塚	名古屋市緑区藤塚三丁目2610番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局白土店	名古屋市緑区藤塚二丁目1215番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局鳴海店	名古屋市緑区鴻仏目二丁目 110番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局清水山店	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字権平谷 9番地の 1	平成20年 8月31日
マックスバリュ有松駅前店薬局	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 200番地	平成20年 8月20日
株式会社スギ薬局姥子山店	名古屋市緑区姥子山二丁目 601番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局浦里店	名古屋市緑区浦里五丁目 153番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局徳重店	名古屋市緑区鶴が沢一丁目2304番地	平成20年 8月31日

株式会社スギ薬局高針店	名古屋市名東区牧の里一丁目 501番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局猪高台店	名古屋市名東区猪高台一丁目1019番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局極楽店	名古屋市名東区極楽二丁目 122番地の 1	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局香流店	名古屋市名東区山の手三丁目 804番地の 3	平成20年 8月31日
キョーワ調剤薬局原	名古屋市天白区原一丁目1905番地の32	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局平針店	名古屋市天白区中平四丁目1808番地の 2	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局原店	名古屋市天白区原二丁目 606番地	平成20年 8月31日
株式会社スギ薬局高坂店	名古屋市天白区高坂町 207番地	平成20年 8月31日
訪問看護ステーションとみた	名古屋市中川区かの里一丁目 202番地	平成20年 8月17日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 459号

名古屋都市計画高度地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画高度地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成20年10月31日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 都市計画の種類
名古屋都市計画高度地区

- 2 都市計画を変更する土地の区域
名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 460号

名古屋都市計画用途地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画用途地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成20年10月31日

名古屋市長 松原武久

- 1 都市計画の種類
名古屋都市計画用途地域

- 2 都市計画を変更する土地の区域
名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 461号

名古屋都市計画高度地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画高度地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成20年10月31日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 都市計画の種類
名古屋都市計画高度地区

- 2 都市計画を変更する土地の区域
名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 462号

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画防火地域及び準防火地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成20年10月31日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 都市計画の種類
名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

- 2 都市計画を変更する土地の区域
名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 463号

名古屋都市計画風致地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画風致地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課において一般の縦覧に供します。

平成20年10月31日

名古屋市長 松 原 武 久

1 都市計画の種類

名古屋都市計画風致地区

2 都市計画を変更する土地の区域

熊野風致地区 名古屋市緑区鳴海町字神沢、同町字神ノ倉、同町字熊ノ前、同町字徳重、西神の倉一丁目、西神の倉二丁目及び乗鞍二丁目並びに天白区高島二丁目、平針台一丁目及び平針台二丁目

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 464号

名古屋都市計画地区計画の決定

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり決定しました。

なお、関係図書は、同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成20年10月31日

名古屋市長 松 原 武 久

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 徳重駅周辺地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市緑区乗鞍二丁目並びに鳴海町字徳重、字神沢及び字神の倉の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 465号

名古屋都市計画緑化地域の決定

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画緑化地域を次のとおり決定しました。

なお、関係図書は同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成20年10月31日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 都市計画の種類
名古屋都市計画緑化地域

- 2 都市計画を決定する土地の区域
名古屋市内の用途地域が定められた区域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 466号

自転車等放置禁止区域の変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第9条第4項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更します。

平成20年10月31日

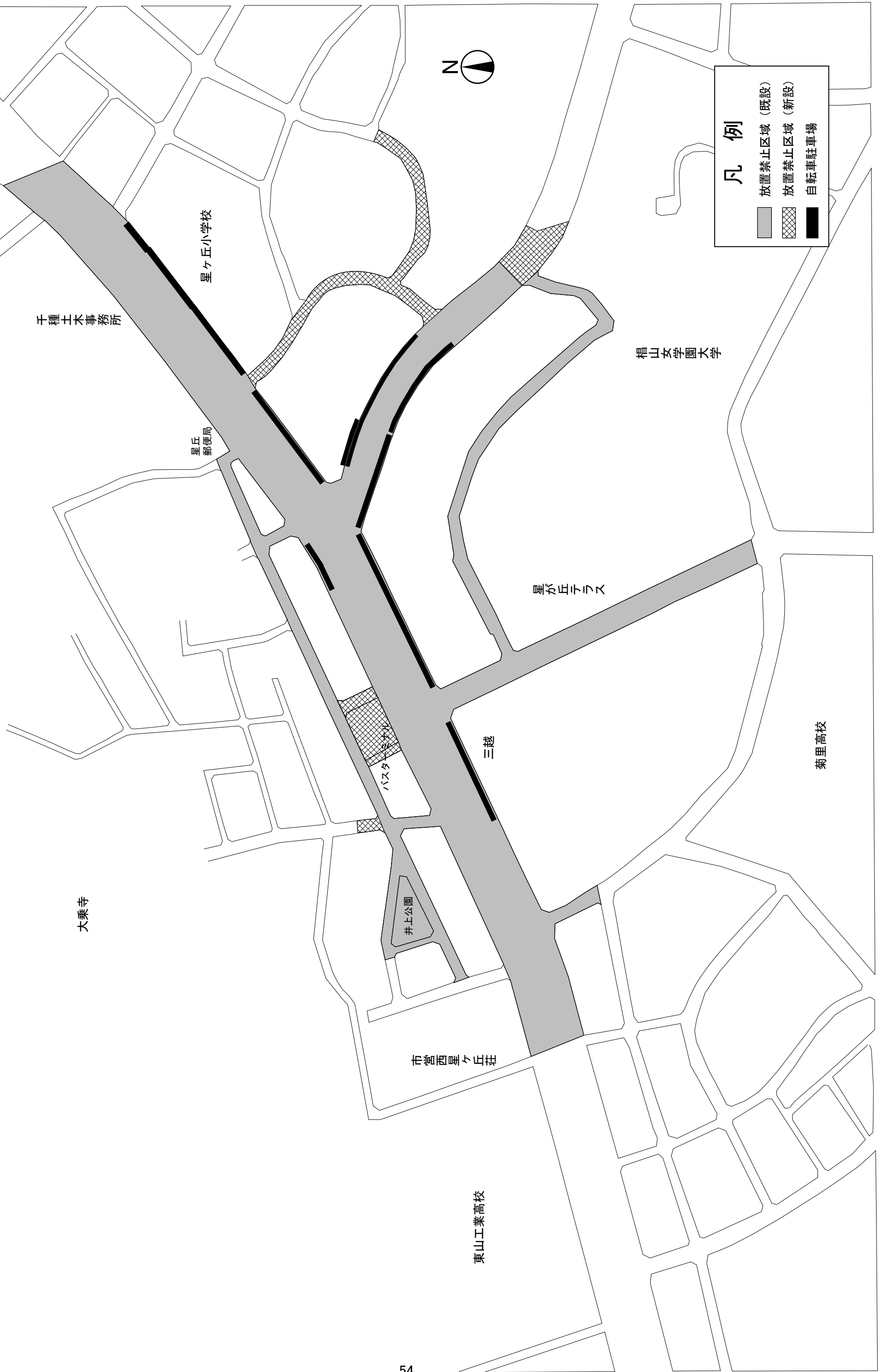
名古屋市長 松原武久

自転車等放置禁止区域の変更

変更年月日	名称	位置	区域
平成20年12月1日	星ヶ丘自転車等放置禁止区域	千種区井上町、桜が丘、星が丘元町、星ヶ丘1丁目及び星ヶ丘2丁目	別図のとおり

名古屋市緑政土木局道路部自転車駐車対策室

別図



名古屋市告示第 467 号

名古屋都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可に伴う周知公
告について

愛知県知事による名古屋都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可告示が
ありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第66条の規定により、
次のとおり公告します。

平成20年10月31日

名古屋市長 松 原 武 久

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画下水道事業名古屋公共下水道（打出処理区）

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

平成17年度愛知県告示第 248 号の事業地に名古屋市港区藤前二丁目を加
える。

(2) 使用の部分

なし

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

名古屋市告示第 468 号

名古屋都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可に伴う関係図
書の縦覧に関する公告について

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 2 項において準用する同法第
62条第 2 項の規定により、次のとおり関係図書を告示の日から事業施行期間の
終了の日まで一般の縦覧に供します。

平成20年10月31日

名古屋市長 松 原 武 久

1 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

（名古屋市役所西庁舎 9 階）

2 縦覧に供する図書

名古屋都市計画下水道事業名古屋公共下水道（打出処理区）に係る図書

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

名古屋市告示第 469号

名古屋市大根山土地区画整理組合の換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 3項の規定により、名古屋市大根山土地区画整理組合から換地処分を行った旨の届出がありました。

平成20年10月31日

名古屋市長 松原武久

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 470号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

平成20年10月31日

名古屋市長 松原武久

表中

「

乗鞍公園	緑区鳴海町字乗鞍	図面緑 146の 2の区域	平成 4年 4月 1日
------	----------	------------------	-------------

」

を

「

乗鞍公園	緑区乗鞍三丁目	図面緑 146の 2の区域	平成 4年 4月 1日
------	---------	------------------	-------------

」

に、

「

下籠池緑地	緑区大高町字大根山	図面緑 212の 区域	平成20年 3月31日
-------	-----------	----------------	-------------

」

を

「

下籠池緑地	緑区大高町字大根山	図面緑 212の 区域	平成20年 3月31日
砂走公園	緑区大高町字蛇池下、 字西峡、字蔵王殿	図面緑 213の 区域	平成20年11月 1日

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成20年11月 1日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 471号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により次のとおり有料公園施設の供用時間を変更するので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

平成20年10月31日

名古屋市長 松 原 武 久

1 有料公園施設の名称

白鳥公園 白鳥庭園
庭園本館
駐車場

2 変更内容

名 称	供用時間を変更する日	供用時間
白鳥庭園	平成20年11月22日、同 月23日	午前 9時から午後 6時30分まで
庭園本館		午前 9時から午後 6時30分まで
駐車場		午前 8時45分から午後 7時まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第472号

事後調査結果報告書（工事完了後）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条第4項の規定に基づき、事業者から対象事業に係る事後調査結果報告書（工事完了後）（以下「事後調査結果報告書」という。）が提出されましたので、同条第5項の規定により次のとおり告示するとともに事後調査結果報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成20年10月31日

名古屋市長 松原武久

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 東和不動産株式会社

代表取締役社長 神尾隆

名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(2) トヨタ自動車株式会社

代表取締役副社長 木下光男

豊田市トヨタ町1番地

(3) 株式会社毎日新聞社

代表取締役社長 朝比奈豊

東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

ミッドランドスクエア建設事業

大規模建築物の建築

3 対象事業の実施場所

名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

4 事後調査結果報告書の提出年月日

平成20年10月23日

5 事後調査結果報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎5階）

イ 各区役所（以下「区役所」という。）

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

平成20年10月31日（金）から平成20年11月14日（金）まで。ただし、地域環境対策課及び区役所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を、環境学習センターにあつては月曜日（祝日法による休日が月曜日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日）を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 区役所

午前8時45分から午後5時まで

ウ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 473号

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日の一部改正

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日（平成20年名古屋市告示第 159号）の一部を次のように改正します。

平成20年10月31日

名古屋市長 松原武久

開場時間の表中

「

名古屋市西公設市場 名古屋市西区那古野一丁目 4番14号	5月 1日から当分の間、開場せず
名古屋市中公設市場 名古屋市中区大須三丁目10番26号	午前 9時30分から午後 6時30分まで ただし、祝日は午前 9時30分から午後 6時まで、12月29日から12月31日までは午前 9時30分から午後 7時まで

を

」

「

名古屋市中公設市場 名古屋市中区大須三丁目10番26号	午前 9時30分から午後 6時30分まで ただし、祝日は午前 9時30分から午後 6時まで、12月29日から12月31日までは午前 9時30分から午後 7時まで
--------------------------------	---

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成20年11月 1日から施行する。

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市達第36号

緑政土木局

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

平成20年10月28日

名古屋市長 松原武久

別表第2 緑政土木局主管課長の項に次の4号を加える。

12	都市緑地法施行規則第25条による適合の証明及び緑のまちづくり条例第26条第4項による適合の認証に関する事。
13	都市緑地法第35条第3項による適用除外の許可、同条第4項による適用除外の許可の条件の付加及び緑のまちづくり条例第26条第3項による適用除外の認定に関する事。
14	都市緑地法第43条第1項による延期の認定に関する事。
15	緑のまちづくり条例第25条の2（同条例第26条第5項において準用する場合を含む。）による工事完了の証明に関する事。

附 則

この達は、平成20年10月31日から施行する。

名古屋市達第37号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

名古屋市職員証規程（平成16年名古屋市達第6号）の一部を次のように改正する。

平成20年10月31日

名古屋市長 松 原 武 久

第7条中「第3号」を「第2号」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別記様式（表）中「有効期限」を「年 月 日交付」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

- 1 本証は、執務中常に携帯しなければなりません。
- 2 本証は、改ざんし、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはなりません。
- 3 本証の記載事項に変更があったとき又は本証を紛失し、若しくはき損したときは、直ちに再交付を受けなければなりません。
- 4 本証は、職員の身分を喪失したときは、直ちに返納しなければなりません。

備考 1 職員証の大きさは、縦54.0ミリメートル、横85.6ミリメートルとする。

- 2 写真の大きさは、縦 30.4 ミリメートル、横 22.8 ミリメートルとする。

附 則

この達は、平成21年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第34号

教育委員会定例会の開催について

平成20年11月 4日午後 2時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し、次の議件を付議します。

平成20年10月29日

名古屋市教育委員会委員長 後 藤 澄 江

平成 21 年度名古屋市立特別支援学校高等部入学者募集要項について

平成 21 年度名古屋市立高等学校入学者募集要項について

名古屋市学校保健優良校の表彰について

平成 20 年度補正予算について

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第6項の規定により次のとおり公告します。

平成20年10月29日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名古屋商業ビル
名古屋市中区栄三丁目 2番17号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
9,247平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
平成20年 9月 1日
- 5 廃止する理由
店舗建物を除去するため

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年10月29日

名古屋市長 松原武久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

自由ヶ丘プラザ

名古屋市千種区自由ヶ丘三丁目 2番27号

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

名 称	代表者の氏名	
	変更前	変更後
名古屋市住宅供給公社	理事長 山田 光昭	理事長 一見 昌幸

3 変更の日

平成18年 6月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

平成20年 9月29日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成20年10月29日から平成21年 3月 2日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、12月29日から同月31日及び 1月 2日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成21年 3月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年10月29日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アスティ

名古屋市千種区京命一丁目 1番32号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

設置者	変更前	変更後
(株)あかのれん	代表取締役 山本 誠一	代表取締役 伊藤 享司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

小売業者	変更前	変更後
(株)あかのれん	代表取締役 山本 誠一	代表取締役 伊藤 享司

3 変更の日

平成15年 5月15日

4 変更した理由

代表者の変更のため

5 届出の日

平成20年 9月16日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成20年10月29日から平成21年 3月 2日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、12月29日から同月31日及び 1月 2日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成21年 3月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年10月29日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド名古屋星ヶ丘店
名古屋市千種区星ヶ丘一丁目 1番 7号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

設置者	変更前	変更後
(株)ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	群馬県高崎市栄町 1番 1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

小売業者	変更前	変更後
(株)ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	群馬県高崎市栄町 1番 1号

3 変更の日

平成20年 7月 1日

4 変更した理由

本社移転のため

5 届出の日

平成20年 9月24日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成20年10月29日から平成21年 3月 2日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、12月29日から同月31日及び 1月 2日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成21年 3月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年10月29日

名古屋市長 松原武久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユーストア味鋳店

名古屋市北区楠三丁目 606番地 外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)ユーストア	代表取締役 松田 邦男	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	ユニー(株)	代表取締役 前村 哲路	変更なし	平成20年 8月21日
2	カネミ食品(株)	代表取締役 美輪 亮治	名古屋市天白区中坪町90番地	変更なし	代表取締役 古田 克美	変更なし	平成17年 6月24日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) 1の小売業者については、事業承継のため
- (2) 2の小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

平成20年 9月19日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成20年10月29日から平成21年 3月 2日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、12月29日から同月31日及び 1月 2日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成21年 3月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年10月29日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミュキモール

名古屋市西区庄内通一丁目40番地

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

設置者	変更前	変更後
御幸ホールディングス(株)	代表取締役 岡田 勲	代表取締役 小鴨 繁昭

3 変更の日

平成20年 6月24日

4 変更した理由

代表者の変更のため

5 届出の日

平成20年 9月29日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成20年10月29日から平成21年 3月 2日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、12月29日から同月31日及び 1月 2日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成21年 3月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年10月29日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド守山店

名古屋市守山区深沢一丁目 102番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

設置者	変更前	変更後
(株)ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	群馬県高崎市栄町 1番 1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

小売業者	変更前	変更後
(株)ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	群馬県高崎市栄町 1番 1号

3 変更の日

平成20年 7月 1日

4 変更した理由

本社移転のため

5 届出の日

平成20年 9月24日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成20年10月29日から平成21年 3月 2日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、12月29日から同月31日及び 1月 2日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成21年 3月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年10月29日

名古屋市長 松原武久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカ白土フランテ館・サンリョー園芸センター緑店
名古屋市緑区白土 803番地 外24筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

	変更前	変更後	変更年月日
名称	アルテ白土・サンリョー	ヤマナカ白土フランテ館・サンリョー園芸センター緑店	平成19年 4月20日
所在地	名古屋市緑区鳴海町 字白土16番地 外24筆	名古屋市緑区白土 803番地 外24筆	平成18年11月18日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所

設置者	変更前	変更後	変更年月日
近藤ハツエ	名古屋市緑区鳴海町 字白土 4番地	名古屋市緑区赤松 808番地	平成18年11月18日

3 変更の日

- (1) 大規模小売店舗については、上記2(1)で既述
- (2) 設置者については、上記2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 大規模小売店舗の名称については、店舗改装のため
- (2) 大規模小売店舗の所在地及び設置者の住所については、土地区画整理事業終了による換地処分の確定のため

5 届出の日

平成20年 9月16日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成20年10月29日から平成21年 3月 2日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、12月29日から同月31日及び 1月 2日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成21年 3月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年10月29日

名古屋市長 松原武久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユーストア清水山店

名古屋市緑区有松町大字桶狭間字清水山13番地 132 外 7筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市緑区有松町大字桶狭間 字清水山13番地 - 132 外 7筆	名古屋市緑区有松町大字桶狭間 字清水山13番地 132 外 7筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)インデ ィード	代表取締役 山中 恭 弘	名古屋市 熱田区大 宝一丁目 5番 6号	変更なし	変更なし	名古屋市 熱田区四 番二丁目 14番25号	平成16 年11月 15日

2	カネミ食品(株)	代表取締役 美輪 亮治	名古屋市 天白区中 坪町90番 地	変更なし	代表取締役 古田 克美	変更なし	平成17 年 6月 24日
3	(株)三崎屋	代表取締役 三崎 俊夫	三重県桑 名市大字 矢田98番 地の36	変更なし	代表取締役 三崎 武裕	変更なし	平成17 年 8月 15日
4	(株)山洋エ ージェン シー	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大 垣市外渕 二丁目38 番地	(株)セリエ	変更なし	変更なし	平成15 年 4月 1日
5	(株)ユース トア	代表取締役 松田 邦男	愛知県稲 沢市天池 五反田町 1番地	ユニー(株)	代表取締役 前村 哲路	変更なし	平成20 年 8月 21日
6	(株)丸越	代表取締役 野田 幸男	名古屋市 天白区道 明町71番 地				平成20 年 2月 20日
7	(株)タカラ ブネ	代表取締役 新開 純也	京都府久 世郡久御 山町大字 佐山小字 双栗37番 地の 1				平成20 年 3月 20日
8				(株)モリエ	代表取締役 酒井 勝徳	愛知県稲 沢市天池 五反田町 1番地	平成18 年12月 7日

9				(株)レピス	代表取締役 八神 広 貴	名古屋市 南区道德 新町六丁 目55番地	平成17 年 2月 15日
---	--	--	--	--------	--------------------	-------------------------------	---------------------

3 変更の日

- (1) 大規模小売店舗の所在地については、平成20年 9月19日
- (2) 小売業者については、上記2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 大規模小売店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 1の小売業者については、住所変更のため
- (3) 2及び 3の小売業者については、代表者の変更のため
- (4) 4の小売業者については、名称変更のため
- (5) 5の小売業者については、事業承継のため
- (6) 6及び 7の小売業者については、退店のため
- (7) 8及び 9の小売業者については、新規入店のため

5 届出の日

平成20年 9月19日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成20年10月29日から平成21年 3月 2日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、12月29日から同月31日及び 1月 2日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成21年 3月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年10月31日

名古屋市長 松原武久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パレマルシェ堀田

名古屋市瑞穂区新開町28番地26号

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

名 称	住 所	
	変更前	変更後
名鉄不動産(株)	名古屋市中村区名駅四丁目 4番 8号	名古屋市西区牛島町 6番 1号

3 変更の日

平成19年 7月29日

4 変更した理由

本社移転のため

5 届出の日

平成20年10月14日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成20年10月31日から平成21年 3月 2日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、12月29日から同月31日及び 1月 2日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成21年 3月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

水道法（昭和32年法律第 177号）第16条の 2第 1項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を次のように指定したので、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第 54号）第17条第 1号の規定により公告する。

平成20年10月31日

名古屋市上下水道局長 西 部 啓 一

1 指定年月日

平成20年 9月 4日

2 指定した者の指定番号、名称、代表者及び所在地

指定番号	名 称	代表者	所 在 地
第 916号	(有)井戸栄工業所	木崎 孝造	愛知県丹羽郡扶桑町大字柏 森字中屋敷 180番地

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

水道法（昭和32年法律第 177号）第25条の 7の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止、休止の届出があったので、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第17条第 2号の規定により公告する。

平成20年10月31日

名古屋市上下水道局長 西 部 啓 一

1 事業を廃止した指定給水装置工事事業者

- (1) 指 定 番 号 第 916号
- (2) 名 称 木崎設備
- (3) 代 表 者 木崎 孝造
- (4) 所 在 地 愛知県犬山市大字前原字向屋敷95 - 189
- (5) 廃止年月日 平成20年 9月 4日

2 事業を廃止した指定給水装置工事事業者

- (1) 指 定 番 号 第47号
- (2) 名 称 (株)管機工業
- (3) 代 表 者 笹山 親志恵
- (4) 所 在 地 名古屋市天白区平針三丁目2211番地
- (5) 廃止年月日 平成20年 9月22日

3 事業を廃止した指定給水装置工事事業者

- (1) 指 定 番 号 第 699号
- (2) 名 称 中部オーケー商事(株)
- (3) 代 表 者 岡田 正樹
- (4) 所 在 地 名古屋市名東区名東本通 4丁目39番地 エクセレンス名東 202号
- (5) 廃止年月日 平成20年 9月30日

4 事業を休止した指定給水装置工事事業者

- (1) 指定番号 第 313号
- (2) 名称 (株)千田水道工業所
- (3) 代表者 千田 真弓
- (4) 所在地 名古屋市東区泉一丁目 8番22号
- (5) 休止年月日 平成20年 9月 8日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定をしたので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成20年10月31日

名古屋市上下水道局長 西 部 啓 一

1 指定年月日

平成20年 9月 4日

2 指定した者の指定番号、商号、代表者及び所在地

指定番号	商号又は名称	代表者	所 在 地
第 916号	(有)井戸栄工業所	木崎 孝造	愛知県丹羽郡扶桑町大字柏 森字中屋敷 180番地

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止等公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市指定排水設備工事店から次のように廃止及び休止の届出があったので、同規程第22条第1項第3号の規定により公告する。

平成20年10月31日

名古屋市上下水道局長 西 部 啓 一

1 事業を廃止した指定排水設備工事店

- (1) 指定番号 第916号
- (2) 名称 木崎設備
- (3) 代表者 木崎 孝造
- (4) 所在地 愛知県犬山市大字前原字向屋敷95 - 189
- (5) 廃止年月日 平成20年 9月 4日

2 事業を廃止した指定排水設備工事店

- (1) 指定番号 第47号
- (2) 名称 (株)管機工業
- (3) 代表者 笹山 親志恵
- (4) 所在地 名古屋市天白区平針三丁目2211番地
- (5) 廃止年月日 平成20年 9月22日

3 事業を廃止した指定排水設備工事店

- (1) 指定番号 第699号
- (2) 名称 中部オーケー商事(株)
- (3) 代表者 岡田 正樹
- (4) 所在地 名古屋市名東区名東本通 4丁目39番地 エクセレンス名東 202号
- (5) 廃止年月日 平成20年 9月30日

4 事業を休止した指定排水設備工事店

- (1) 指定番号 第 313号
- (2) 名称 (株)千田水道工業所
- (3) 代表者 千田 真弓
- (4) 所在地 名古屋市東区泉一丁目 8番22号
- (5) 休止年月日 平成20年 9月 8日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定により、次の者を平成 20 年 10 月 28 日懲戒処分に付した。

平成 20 年 10 月 28 日

名古屋市長 松原武久

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
環境局主事	停職 3 月	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号